



第6章

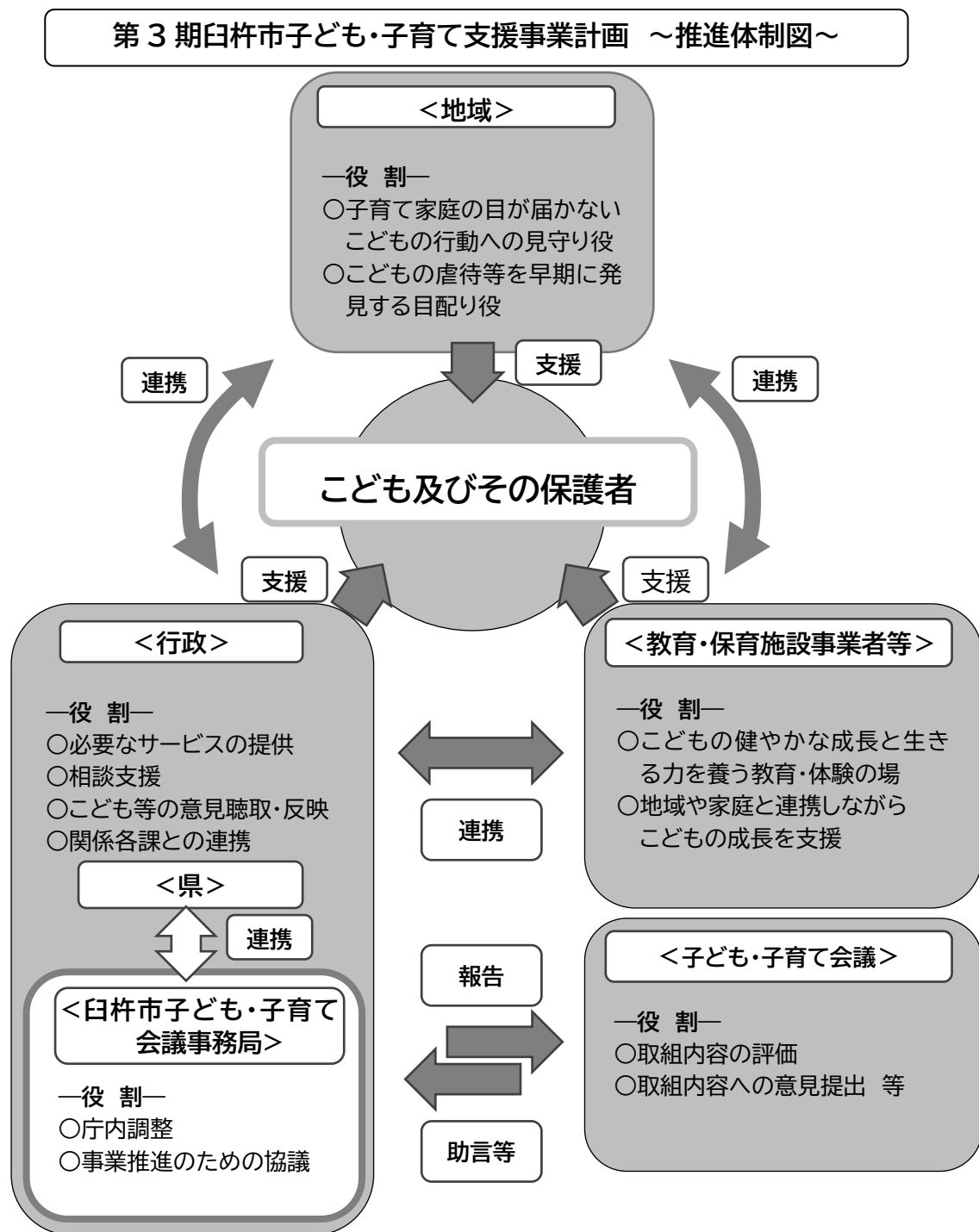
計画の推進体制



第6章 計画の推進体制

1 関係機関との連携体制

本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全市を挙げて子ども・子育て支援に取り組み、利用者の立場に立った施策・事業の推進体制を構築します。





2 役割

子ども・子育て支援法においては、「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」とあります。

これは、家族・家庭、地域、事業主及び行政におけるそれぞれの役割を改めて明確にし、相互に連携して、子育て支援に取り組む必要があることを意味しています。父母その他の保護者は子育ての主体であり、それぞれの家庭で行うべきこと、その子育て家庭を支援すべき地域、事業主及び行政が、今後の取り組むべきことや留意すべきこと等について改めて明示し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、その際には、条例で定める子ども・子育て支援の推進について、県と緊密な連携を図ることとします。

(1)行政の役割

市は、住民に最も身近な行政サービスを提供する主体として、社会環境の変化や国・県の施策を踏まえ、子育てに関わる各主体との連携・協働の下、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に展開することが求められます。また、こどもに関する施策の実施にあたっては、様々な機会を捉えこどもや子育て当事者等の意見を聴取し、反映させるための必要な措置を講じる必要があります。

(2)家庭の役割

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、前述の子ども・子育てをめぐる環境を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。


家庭は子育ての基礎であり出発点です。こどもと親がともに学び育つ場としての認識を持ち、温かな愛情の下に、こどもと親が笑顔いっぱい過ごせるような家庭を築くことを理想とします。

(3)教育・保育施設事業者等の役割

認定こども園、保育所、学校は、こどもたちが心豊かに成長するための場でもあり、集団生活を通して、集団の一員としての自覚や規範意識を育てながら、豊かな人間関係を築き、自立を図る場でもあります。こどもが学び育つ場として、家庭や地域との連携を図りながら、多様化するニーズへの対応が期待され、実際の学校の姿や教育活動の目指す方向などについて積極的に情報を提供していく必要があります。

(4)地域の役割

子育てにおいては、保護者のみならず、保護者同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域が連携して地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。PTA活動や保護者会活動をはじめ、家庭、地域、施設等こどもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティーの中でこ



子どもを育むことが必要です。とりわけ、教育・保育施設においては、地域における子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待され、施設が地域に開かれ、地域とともにあることや、保護者のみならず地域の人々もこどもの活動支援や見守りに参加することは、こどもの健やかな育ちにとって重要です。

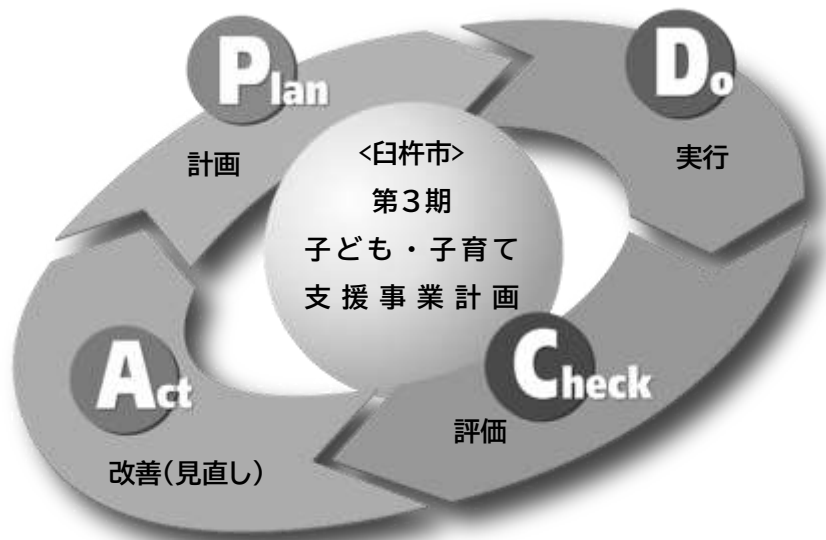
(5)企業の役割

共働き家庭が増加する中、子育て支援においても、企業の果たすべき役割が求められ、ワーク・ライフ・バランスの観点から、育児休業制度をはじめ労働時間の短縮や弾力化、妊産婦の健康管理の充実など、仕事と家庭生活を両立できるよう、就労に関する環境や条件の整備を推進することが求められます。厳しい経済状況の中でも、若者の希望に満ちた将来への基盤を確保するため、若者の雇用促進も求められます。

3 計画の実施状況と点検推進体制・計画の公表及び周知

本計画に基づく施策を推進するため、白杵市子ども・子育て会議において、毎年度事業計画に基づく事業の実施状況について点検・評価します。

本計画策定後には、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)に基づき、個別事業の進捗状況及び本計画全体の成果についても点検・評価します。なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、目標や指標の達成状況に応じて、計画期間の中間年において必要な計画の見直しを行います。



本計画は、「広報うすき」や市のホームページへの掲載、広報での紹介などを行い、取組や事業の内容等につき市民への浸透を図ります。

各事務事業においても、あらゆる媒体(白杵市版電子母子手帳アプリ「ちあほっと」等)を活用するとともに、地域や事業主が連携して市民一人ひとりに情報が行きわたるよう、周知に努めます。